

愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
一般廃棄物（粗大ごみ）処理手数料の改定

1 条例改正の趣旨

家庭から排出されるごみは、近年減少傾向を示していますが、粗大ごみについては、美化プラントへの搬入点数が増加している現状であります。

このことにより、粗大ごみについては、処理に掛かる費用と処理手数料に乖離が生じているため、受益者負担の適正化並びに近隣市町における手数料とのバランスなどを考慮し、粗大ごみ処理手数料の改定を行うものです。

2-1 ごみ処理費用及びごみ総排出量の推移

表 1

区分/年度	H27	H28	H29	H30	R1	過去5年間の平均
①ごみ処理費用(円/年)	781,963,691円	748,294,604円	746,420,099円	621,594,644円	582,469,237円	696,148,455円
②ごみ総排出量(t/年)	13,543t	13,316t	13,199t	13,029t	13,071t	13,232t

2-2 ごみ処理に掛かる原価

近年のごみ処理に掛かる原価（コスト）の状況は、職員の定年退職等に伴う会計年度任用職員の採用など、ごみ処理コスト削減に努めている一方で、施設の維持管理に要する費用については、年度毎に改修経費の増減が生じていることから、ごみ処理原価の算出に当たっては、表 1「過去 5 年間の平均」を基に算出します。

表 2

ごみ処理原価 (円/ t) = 表 1 (①÷②)	52,610 円/ t
収集運搬に掛かる原価	14,904 円/ t
処理に掛かる原価	37,706 円/ t

3-1 粗大ごみの推移

粗大ごみの総排出量は、緩やかな減少傾向を示している反面、直接持込の搬入点数は増加傾向を示しています。要因としては、住宅の新築や改築等に伴う備え付け家具の設置などにより、大型家具等の排出が減少していることが見受けられるほか、粗大ごみとなる各種製品の軽量化が総排出量の減少の要因であると考えられます。

表 3

	H27	H28	H29	H30	R 1	平均
粗大ごみ総搬出量	820 t	780 t	761 t	764 t	735 t	772 t
粗大ごみ搬入点数	39,594 点	43,103 点	48,269 点	43,550 点	47,678 点	44,438 点

令和元年度における美化プラントへの粗大ごみの搬入点数は、平成 27 年度に比べ 20%増加。

3-2 粗大ごみ 1 点当たりの処理単価

641 円※1

※1 1 点当たりの処理単価：表 2「処理に掛かる単価（37,706 円）」÷1,000kg×17 kg（1 点当たりの平均重量※2）

※2 1 点当たりの平均重量：表 3「平均重量（772,000kg）」÷表 2「平均搬入点数（44,438 点）」=17.37 kg

4-1 近隣市町村における粗大ごみ搬入処理手数料

表 4

市町名	愛川町	厚木市※1	海老名市※2	座間市	綾瀬市	相模原市	大和市	寒川町
徴収方法	点数	点数	点数	点数	点数	重量(重さ)	重量(重さ)	重量(重さ)
手数料	100円	300円 600円	200円 300円	戸別収集のみ (持込不可)	300円	10kgにつき 190円	10kgにつき 200円	100kg未満 600円

※1 厚木市 令和 3 年 4 月 1 日～料金改定予定（上段：粗大ごみ 300 円→500 円、下段：特定粗大ごみ（各辺の長さの合計が 3m 以上の次のもの（タンス、ベッド[※]、ベッド[※]、食器棚、書棚、サイドボード[※]、物置）600 円→1,000 円）

※2 海老名市（上段：50 cm 以上 1m 未満→200 円/個、下段：1m 以上 3m 未満→300 円/個、3m 以上は受入不可）

清川村は手数料徴収無

4-2 「大型粗大ごみ」制度の導入

表 4 の厚木市及び海老名市では、サイドボード、タンス、食器棚、ベッド・ベッドのマットレスなどの大型粗大ごみについては、処理に掛かる費用と処理手数料に乖離が生じているため、通常の粗大ごみとは別に手数料を設定しています。

本町では、現状、縦、横、高さのいずれかの長さが 50 センチメートルを超えるものについては、1 点につき 100 円としておりますが、粗大ごみの品目によっては、大きさや重量に 10 倍以上の格差が生じているほか、ベッドのマットレスなどの大型粗大ごみについては、分解処理に時間や人員を要しているところであります。

これらの状況及び近隣自治体の状況を踏まえ、新たに「大型粗大ごみ」に係る手数料を設定し、受益者負担の公平性を図ることとします。

なお、「大型粗大ごみ」の基準を表 5 に示します。

表 5

「大型粗大ごみ」の基準	設定理由
最も長い辺の長さが 180 cm を超え、かつ、幅又は厚さが 10 cm を超えるもの	① 縦、横、高さの 3 辺の合計を計測する方法や品目を定めている自治体があるが、3 辺を計測した合計や品目限定を採用するよりも、(50 cm、180 cm を超えるものの 2 パターンのほうが) 住民に対し周知浸透が図られやすいことや美化プラントでの対応（処理）時間が短縮され、住民サービスにつながることに。 ② 分解処理することに労力を要する粗大ごみの代表例であるベッドのマットレスの規格は、長さが 195 cm、205 cm に規定されており、180 cm を基準とすれば「大型粗大ごみ」に区分されること。 ③ ベッドのマットレスなどの「大型粗大ごみ」を美化プラン

	トへ持込む際には、軽トラック等で運搬することがほとんどであるため、軽トラックの荷台長に収まる最大クラスのサイズとして設定したもの。 ④ 幅又は厚さについては、棒状（カーテンレールや物干し竿等）のものや板状（布団、ジュータン等）のものは、対象外とするため、10 cmを超えるものに設定。
--	--

5 改定する手数料額

粗大ごみについては、持込件数の増加により過去5年間で20パーセント近く増加していることをはじめ、処理に掛かる費用と処理手数料に乖離が生じており、近隣の県央地域と比較しても安価であるほか、美化プラントの施設老朽化に伴う修繕費用が嵩むことが予想されることから、表6のとおり手数料を改定し、令和3年10月1日施行から施行したいものです。

なお、手数料の設定に当たっては、現状の粗大ごみ1点当たりの処理単価（641円/点）と同水準に改定することは6倍（100円/点→600円/点）の上昇となり、極端な負担増になることから、単価の激変を避けるため、100円から300円に設定するものです。

また、大型粗大ごみについては、通常の粗大ごみに比べ事前に分解処理などの前処理が発生し、現状の1点当たりの処理単価641円以上の処理費用が掛かりますが、通常粗大ごみ同様に単価の激変を避けることを踏まえ、通常粗大ごみの改定予定額「300円/点」の2倍の額となる「600円/点」に設定するものです。

次に、町が戸別に収集する戸別訪問収集については、利用される方の多くが高齢者世帯や軽トラックなど搬入車両がない世帯に配慮し、通常の粗大ごみに係る手数料は改定せず、大型粗大ごみに係る手数料のみ、美化プラントへの持込手数料の考え方と同様に2倍とし、1点当たり1,000円に設定するものです。

表6

「愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」別表第1（第9条関係）一部（粗大ごみ部分）抜粋

種別	取扱区分	手数料（円/個）	
		現行	改定案
特定家庭用機器廃棄物以外の一般家庭から排出される粗大ごみ	1 粗大ごみ（大型粗大ごみを除く）を町が収集し、運搬し、及び処分するとき。	500	500【据置】
	2 大型粗大ごみを町が収集し、運搬し、及び処分するとき。	—	1,000【新設】
	3 粗大ごみ（大型粗大ごみを除く）を町長の指定する施設へ搬入するとき。	100	300【改定】
	4 大型粗大ごみを町長の指定する施設へ搬入するとき。	—	600【新設】

	現行	改定案
条例施行日	平成8年10月1日	令和3年10月1日